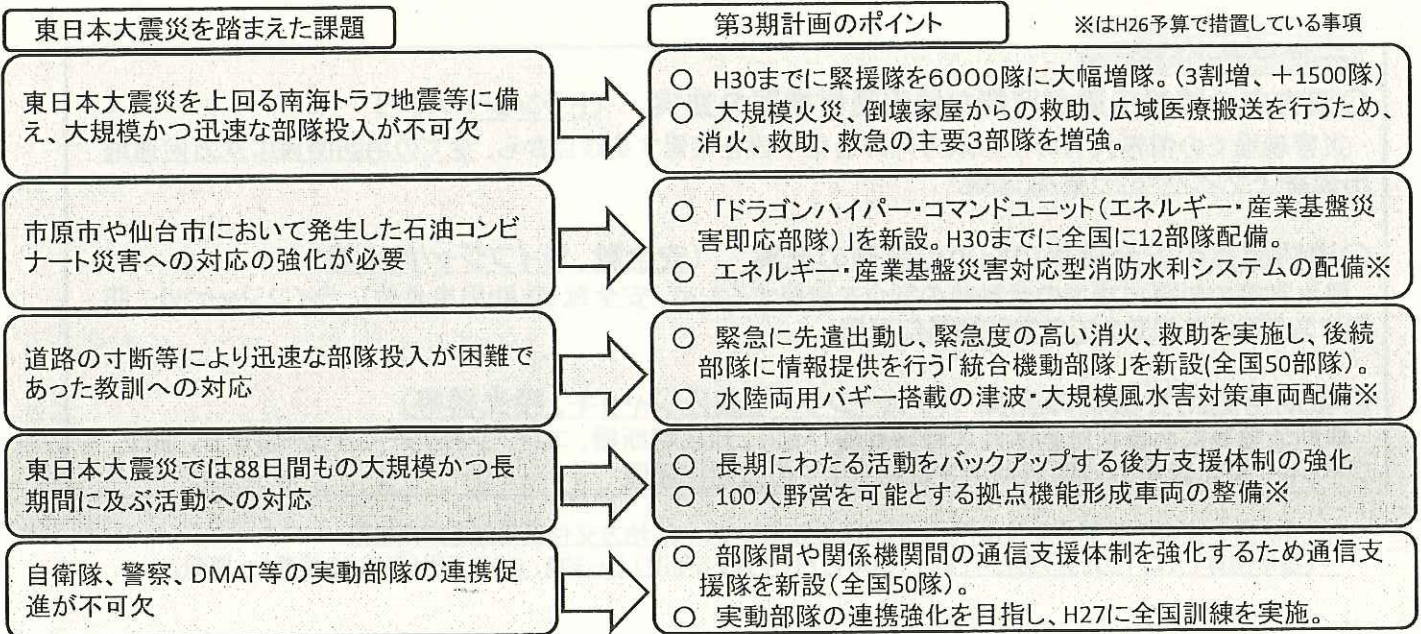


# 「緊急消防援助隊基本計画」の改定について(H26-H30の第3期計画)

## 緊急消防援助隊基本計画について

- 総務大臣が、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(「基本計画」)を策定(消防組織法 § 45、財務大臣協議)。計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録。
- これまでの基本計画の推移  
 第1期計画(H16-20) 目標 3000隊 【第1期計画の期中改定(H18) 目標 4000隊(+1000)】  
 第2期計画(H21-25) 目標 4500隊(+500)
- 平成26年4月1日現在、4694隊が登録。



# 消防の広域化について

## 1 広域化の現状(平成 26年4月 1日現在)

- 平成 18 年 6 月の消防組織法改正以降、34 地域で広域化が実現
- 現在、10 地域で期日を明らかにし、広域化に向けた協議が進展

※ 「消防広域化関係資料」を参照

URL:[http://www.fdma.go.jp/html/data/koikika/pdf/2602\\_koikika\\_shiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/html/data/koikika/pdf/2602_koikika_shiryou.pdf)

## 2 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正

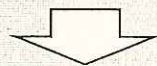
- 消防の広域化の期限を平成 30 年 4 月 1 日まで延長
- 規模の目標を、おおむね 30 万以上から、地域の事情を十分に考慮することへ
- 国及び都道府県の支援を集中的に実施する「消防広域化重点地域」の枠組みを創設

※ 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を参照

URL:<http://www.fdma.go.jp/concern/law/kokuji/hen51/51010000095.htm>

## 3 重点地域の指定

- 重点地域の指定は、市町村の消防の現況及び将来の見通し、市町村の意見その他地域の実情を勘案して都道府県知事はその判断により行うもの(長官通知)
- 重点地域の指定の対象となる地域は次のとおり(基本指針)
  - ① 「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域」
  - ② 「広域化の気運が高い地域」
- 特に、以下の消防本部又は町村を含む地域については、可能な限り重点地域として指定(課長通知)
  - ・ 職員数が少ない(例えば 50 人以下)小規模消防本部で、特に今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがあると考えられる消防本部
  - ・ 非常備町村
  - ・ 広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部
- 広域化の組合せが決まっていない場合には、「○○本部を含む地域」や「○○町(非常備町)を含む地域」という形での指定も可能(課長通知)



### ○ 平成 25 年度中に 26 地域が指定

都道府県別の指定数

北海道 7 (3)、茨城 2、埼玉 1、神奈川 1、長野 1、静岡 6、大阪 3(1)、佐賀 1 (1)、宮崎 4

※ ( )内の数は、平成 26 年 4 月に広域化した地域の数

※ 長官通知については、URL:[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2504/pdf/250401\\_s70.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2504/pdf/250401_s70.pdf)

課長通知については、URL:[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2506/pdf/250620\\_s145.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2506/pdf/250620_s145.pdf)

## 4 今後の予定

### ➤ 消防広域化推進アドバイザーの派遣

平成 25 年度は下半期を中心に 5 県（島根、石川、長野、福井、徳島）に消防広域化推進アドバイザーを派遣

平成 26 年度は 4 月中に派遣に係る要望調査を行い、積極的に派遣を展開

### ➤ 「消防広域化マニュアル」・「消防広域化事例集」の普及促進

平成 25 年度中に「消防広域化マニュアル」・「消防広域化事例集」を更新し HP に掲示

引き続き積極的に広報し普及を促進

※ 「消防広域化マニュアル」：広域化の実現に向けた手順やポイントなどを掲載

URL:<http://www.fdma.go.jp/neuter/koikika/pdf/manual/m00.pdf>

※ 「消防広域化事例集」：広域化実現地域における検討経過や具体的なメリット・課題を掲載

URL:<http://www.fdma.go.jp/neuter/koikika/pdf/manual/s00.pdf>

### ➤ 都道府県担当者へのヒアリング

平成 25 年度は 2 回（春・秋）実施

平成 26 年度は、消防庁職員が訪問してヒアリングを行うことも検討

### ➤ 広域化に伴い必要となる経費に対する財政措置（別紙参照）

これまでと同様にソフト・ハードの両面から総合的に支援

都道府県、市町村において一層の取組を行っていただくため、「消防広域化支援対策」として、消防の広域化に伴い必要となる経費等に対して、ソフト・ハードの両面から総合的に財政措置を行います。

## 市町村分

## I 消防広域化準備経費

- 消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

## II 消防広域化臨時経費

- 消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。
  - ① 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費
  - ② 業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
  - ③ 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
  - ④ その他広域化に伴い臨時的に必要となる経費

## III 消防署所の整備

## 1 緊急防災・減災事業

- (1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等(一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。)の増改築(再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。)を支援する。

▶緊急防災・減災事業債 充当率100%(交付税算入率 元利償還金の70%)

- (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築を支援する。

▶緊急防災・減災事業債 充当率100%(交付税算入率 元利償還金の70%)

※ 消防署所等とは、消防署、出張所及び指令センターをいう。

※ 上記1は、広域化後10年度以内完了する事業(平成24年度までに広域化した場合には、平成34年度までに完了する事業)を対象とする。

## 2 一般事業

消防の広域化に伴う消防本部の整備を支援する。

▶一般単独事業債 充当率90%[通常充当率:75%]

## IV 消防指令センター(指令装置等)の整備

- 国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで、複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備するものの整備を支援する。

▶緊急防災・減災事業債 充当率100%(交付税算入率 元利償還金の70%)

## V 消防車両等の整備

- 広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。

▶緊急防災・減災事業債 充当率100%(交付税算入率 元利償還金の70%)

※ 上記Vは、広域化後5年度以内完了する事業(平成24年度までに広域化した場合には、平成29年度までに完了する事業)を対象とする。

## VI その他

- 国庫補助金の配分について

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

## 都道府県分

## I 消防広域化指導経費

- 消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

## II 広域化対象市町村に対する支援に要する経費

- 広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

## 市町村長に対する防災・危機管理研修

市町村長の危機管理意識の一層の向上を図り、具体的な災害対応の危機事態において、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、的確な危機対応を行うことができるよう、平成26年度から市町村長を対象としたセミナーを実施する。

### 全国防災・危機管理トップセミナー

日 時：平成26年6月4日（水）全国市長会議終了後（14時から3時間程度）

場 所：全国都市会館大ホール

参加者：市長（原則として1期目又は被災経験のない市長を対象とする。）

内 容：① 市町村長の初動対応について（消防庁テキスト） 「神戸大学名誉教授 室崎益輝」  
② 内閣府（防災担当）による説明  
③ 災害を体験した市町村長による講演 「兵庫県豊岡市長 中貝宗治」

### 都道府県防災・危機管理トップセミナー

日 時：概ね4月～8月に開催

場 所：全都道府県

参加者：市長（原則として1期目又は被災経験のない市長を対象とする。）

内 容：① 市町村長の初動対応について（消防庁テキスト）  
② 災害を体験した市町村長による講演 等

## 市町村長による危機管理の要諦（標準テキスト）①

### 1 市町村長の責任・心構え

- (1) 危機管理においては、トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。
- (2) 最も重要なことは、①駆けつける、②体制をつくる、③状況を把握する、④目標・対策について判断（意思決定）する、⑤住民に呼びかける、の5点である。
- (3) 市町村長がまず最初に自ら判断をしなければならない事項は、避難勧告等の発令と自衛隊や消防機関への応援要請である。
- (4) 災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定して判断し、行動する。
- (5) 緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当幹部を確保・育成する。
- (6) 訓練でできないことは本番ではできない。訓練を侮らず、市町村長自ら訓練に参加し、危機管理能力を身につける。

### 2 市町村長の緊急参集

- (1) 危機事態が発生した場合（または発生が予想される場合）は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎（災害対策本部設置予定場所）に駆けつける。
- (2) 市町村長は災害等が予想される場合には即座に本庁舎に駆けつけることができるよう待機する。

## 市町村長による危機管理の要諦(標準テキスト)②

### 2 市町村長の緊急参集(続き)

(3) 市町村長が即座に参集できない場合に備え、予め特別職の権限代行者(副市町村長等)を定め、周知しておく。

災害等が特に予想されない平常時において、市町村長が市町村外へ離れる場合は権限代行者を市町村内に所在させておくことが必要である。

(4) 緊急時には、第一報を覚知した宿直等から、直接かつ迅速に、市町村長に情報が入る体制をあらかじめ確立しておくとともに、市町村長は、常に連絡を取れる態勢をとっておく必要がある。

(5) 市町村長が有効にリーダーシップを発揮できるよう、職員の初動体制(宿日直体制・緊急参集体制)をあらかじめ構築しておく。

### 3 災害時の応急体制の早期確立

(1) 準備、体制構築が早すぎて非難されることはないので、躊躇せずに災害対策本部等を立ち上げる。

(2) 声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被害情報のとれない地域こそあらゆる手段を用いて情報を取りに行く。

(3) 最悪の事態を想定して、災害時の応急対応に従事する職員の安全管理に配慮する。

## 市町村長による危機管理の要諦(標準テキスト)③

### 4 避難勧告等の的確な発令

(1) 特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難勧告等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については昼間から早めの避難準備行動を促す。

(2) 平常時から、気象情報等に対応した避難勧告等の発令基準を設定しておくことは、避難勧告等のスムーズな発令をするうえで欠かせない。

(3) 避難勧告等を発令した結果、被害が発生しなかったとしても、「空振りで良かった」と捉える住民意識の醸成を促進すること。

### 5 都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援要請

(1) まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。

(2) 都道府県、消防機関、自衛隊等のカウンターパートの連絡先を把握・登録する。

(3) 平素から、関係機関のトップとの良好な関係を構築する。

### 6 マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

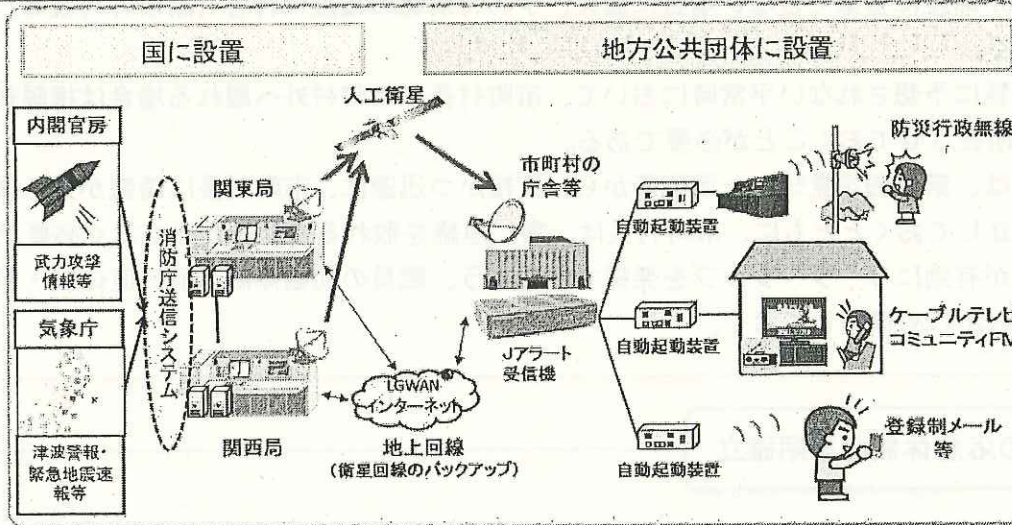
(1) 市町村長が自ら前面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。

(2) 情報を包み隠さず、正確に公表する。

(3) 時機を失せず、定期的に発表する。

## 全国瞬時警報システム(Jアラート)の概要

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム



自動起動装置の整備状況(平成26年3月)

	平成25年5月	平成25年度末	平成26年度末見込み	平成27年度末見込み
整備済み市町村数	1,360	1,623	1,736	1,742
未整備市町村数	382	119	6	0
全市町村(n=1,742)に占める整備済み市町村の割合	78.1%	93.2%	99.7%	100.0%

## 緊急速報メールによる国民への情報伝達について

### 概要

- 緊急地震速報及び津波警報については、気象庁から、直接、携帯電話ユーザーに対し緊急速報メールで配信(H19.12～)
- 今年4月から新たに、これらに加え、弾道ミサイル情報等を、内閣官房から消防庁を経由して、直接、携帯ユーザーに対し緊急速報メールで配信

### 効果

弾道ミサイル情報等を、ドコモ・au・ソフトバンクの緊急速報メールサービスにより携帯電話ユーザーに対し、瞬時に配信できる。

なお、携帯電話ユーザーの登録手続きは不要。

### 開始日

平成26年4月1日

(メッセージ例)

政府からの発表

2014/01/16 10:10

「発射情報。発射情報。先程、●●からミサイルが発射された模様です。続報がはいり次第お知らせします。」

(総務省消防庁)